

| | | | |
|------------|---|-------|----------|
| 売却区分 番号 | 1 | 見積価額 | 700,000円 |
| | | 公売保証金 | 70,000円 |

不動産の表示（登記簿の表示による）

（土地）

- 1 所在地 在：山梨県南アルプス市六科字柳西
番：995番
地目：田
地積：148㎡
- 2 所在地 在：山梨県南アルプス市六科字柳西
番：999番
地目：田
地積：291㎡
- 3 所在地 在：山梨県南アルプス市六科字柳西
番：1051番
地目：田
地積：38㎡
- 4 所在地 在：山梨県南アルプス市六科字柳西
番：1052番1
地目：田
地積：869㎡
- 5 所在地 在：山梨県南アルプス市六科字柳西
番：1058番
地目：田
地積：275㎡

以上登記簿による表示

不動産の概要

- 1 対象物件は、南側に開渠の水路を含め、幅員4mの舗装道路（市道八田15号線・建築基準法第42条第1項第1号該当）に接面し、間口約27m、奥行約60mの台形な土地である。周囲土地とは西側と南側が高くなっており、傾斜地であり階段状になっている。
- 2 995番・999番と1051番・1058番の間が、農道指定されているが、実際は水路及び水路敷である。
- 3 境界については、隣接土地所有者と協議をすること。
- 4 対象物件の利用状況は、畑として第三者が耕作している。
- 5 対象物件地内に動産があるが、公売対象外である。

- 6 対象物件は徳島堰土地改良区の受益地である。
- 7 農地の現況に関する調査は、次のとおりである。
- ・現況：農地
 - ・転用申請の有無：無
 - ・農業振興地域整備法における規制
農業振興地域：該当
農用地区域：該当（※土地3は、該当しない。）
 - ・土地利用権設定の有無：無
- 8 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
- ・都市計画区域：非線引区域
 - ・用途地域：無指定地域
 - ・地域地区：なし
 - ・地区計画・開発事業等：なし
 - ・建ぺい率：70%
 - ・容積率：200%
 - ・南アルプス市景観まちづくり条例「田園居住地域」に該当
 - ・供給処理施設
上水道：接面道路に本管敷設あり
(但し、低水圧のため基本的に給水不可)
下水道：接面道路に本管敷設なし
 - ・埋蔵文化財包蔵地：該当なし
- 9 対象物件は、農地法による「農地」に該当するため、入札の際に「買受適格証明書」が必要である。証明書の申請書は、南アルプス市農業委員会に提出すること。なお、権利移転及び危険負担の移転時期は、買受代金の金額を納付後、権限を有する行政庁による許可があったときである。
- 10 執行機関は、公売財産の引渡し義務を負わない。
- 11 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 12 公共交通機関等について
- [最寄駅] JR中央本線 「塩崎」駅から約5.6km
 - [最寄IC] 中部横断自動車道「白根IC」から約4.1km
 - [最寄バス停] 山梨交通バス「六科上」バス停から約0.6km

<その他>

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ・当該物件については、あらかじめ現況及び関係公募等をご確認ください。執行機関（南アルプス市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳

述をしなければ入札することはできません。

- 南アルプス市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 南アルプス市は、引渡義務を負わないため、公売財産内の動産等の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- 所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により南アルプス市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。
- 土地汚染、地下埋設物、アスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。